



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2003.08.29 No. 26 - 95

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan  
幹事会

〒144-0043  
東京都大田区羽田5-11-4  
フェニックスビル  
TEL.03-5705-2770  
FAX.03-5705-3274

・安全運航と事故再発防止のため、「裁判勝利」に向け全力で取り組む・

8月25日

706 便事故 第 16 回公判

**速報**

## 706 便客室乗務員 故 谷口 敦子さんの治療を行った医師（1名） に対する弁護士尋問と証言から（要旨抜粋）

～ 今回は医療分野に関わる尋問のため、詳報版は発行しません。～

8月25日、706便事故 第16回公判では、前回公判で検察側尋問が行なわれた故 谷口 敦子さんの治療を行った医師（1名）に対する弁護士尋問が14時30分から行われました。

以下は、機長組合による要約録取ですが、尋問の内容が治療経過等の医療分野に関わる事であり、公判内容についての報告は概要のみに留める事とします。そのため、前回の第15回、及び今回8月25日の第16回公判については、詳報版は発行致しません。

詳細内容については、後日裁判所よりの公判記録を参照して下さい。

### 証人：東京 B 病院 B 医師

- ・ 故 谷口 敦子さんは、平成 10 年 6 月に豊橋市の病院から東京の B 病院リハビリ科へ転院し、同年 12 月に内科へ転科。
- ・ B 医師は B 病院に勤務。専門は、内科、腎臓代謝。主治医の上司であり、共に治療にあたられた。
- ・ 尋問に際して、証拠である当時の看護記録、診療記録が示された。

### < 弁護士尋問 >

弁護士：豊橋市の病院から B 病院に転院の理由は？B 病院には脳外科があるのに、何故リハビリ科だったのか？

証人：リハビリの可能性が残されていること、労災の患者を受け入れる体制があったこと、ご主人の住居地との関係である。リハビリは、関節の固まるのを防ぐ為の受動的なものであった。

弁護士：MRSA（注：メチシリン耐性黄色ブドウ球菌、院内感染の主因）の転院時検査は？

証人：大きな値であった。

弁護士：B 病院の院内感染でないと判断したか？

証人：はい。入院後感染したとしても短時間でこのような値になることは非常にまれなことだ。

（入院前に）何処かでひろった可能性が考えられる。治療により、一時的に MRSA は消えたが、再び検出された。それが、以前の MRSA の再発なのか、新たな感染によるものかは追跡



検査をしていないのでわからない。MRSA の根絶は難しい。

弁護人：看護記録には、「足を動かしてくださいと言うと左足を動かした」「物を追って目を動かす」などの記載があるが。

証人：再現性もない、否定的な記載も多くある。全体の流れ、CT の所見などから医師としてはそうは考えていない。

弁護人：症状が急激に悪化し平成 10 年 12 月に内科に転科したが、お亡くなりになるまでの治療法はどうであったか？

証人：肺感染症の治療であったが、故人は広範囲にわたり薬剤に対して過敏であり薬剤を用いた治療をとことん出来なかった。非常に残念に思っている。

弁護人：証人は前回の検察側の尋問に対して「脳の損傷と、死亡された原因については遠因での医学的因果関係があると思われる」との主旨の証言をしているが、遠因とは「医学的に因果関係がある」ということか？

証人：「遠因」とは、「原因として否定は出来ないが、一対一で対応はしていない」ということだ。

= B 医師尋問了 =

## 次回第 17 回公判は、9 月 24 日に順延

当初 9 月 10 日に予定されていた次回第 17 回公判は、以下のやり取りの後、9 月 24 日に順延となりました。

裁判長：事故報告書に関する検察側の主張に対する弁護側意見書の提出は？

弁護人：遅くとも 9 月 5 日までに提出する。

検察：検討の時間が必要なので、事故調委員の証人調べを 9 月 10 日の次回公判予定日に行うことは難しい。

裁判長：検察側は（事故調の）証人に接触しているのか？

検察：（「9 月 10 日に出廷をお願いしたい」など）具体的には出来ていない。次回期日としては、「9 月 10 日予定」をとばして次回公判は 9 月 24 日かどうか？

裁判長：9 月 10 日は進行協議のみとし、次回公判は 9 月 24 日としたい。

弁護人：了解した。ところで、10 日まで事故調証人を確定できるか？

検察：10 日までにらせる。

裁判長：次回期日を 9 月 24 日、10 時と指定する。しかし、誰を証人として尋問するかは、検察官の証人申請、それに対する弁護人意見を聞いたうえで期日外で決定する。具体的には 9 月 10 日の進行協議で決めることになる。

次回 第 17 回公判 03 年 9 月 24 日(水)10 時～

事故調証人尋問について、

9 月 10 日、裁判長・検察官・弁護人による進行協議

……今後も大量傍聴で高本機長を支援しよう！……